



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年12月18日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う規約変更について

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）が平成28年4月1日付で施行することに伴い、規約の変更が必要となります。当該規約変更に関する手続きについて、厚生労働省あて確認いたしましたので、以下の通りご案内いたします。

○概要

【内容】

「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、厚生年金保険法第91条の3中「第90条第1項又は第91条第1項」が「第90条第1項」に変更となり、規約において同条を引用している「不服申立て」の条の規定の変更が必要となるもの。

【対象基金】

全基金様

【施行日】

平成28年4月1日

【基金内手続き】

代議員会での議決（急施を要する場合は理事長専決も可）

【行政宛手続き】

届出

※なお、本規約変更については、次回規約変更時等に併せて実施することとしてもよい旨、厚生労働省あて確認しております。

○届出書式例

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151218-2shiryous.doc

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825